

酒蔵を活用した観光地づくり調査業務 仕様書

1 業務名

「酒蔵を活用した観光地づくり調査業務」（以下「本業務」という）

2 目的

- ・昨年12月、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、日本酒への外国人の関心が高くなっている。今後、酒造りの現地見学や酒蔵めぐりなどは魅力的な誘客コンテンツになり得るが、酒造業者には建築技術的な知識がなく、歴史ある建物を取り壊して現代風の建物にするなど、伝統的で良好な景観が失われかねないことが危惧される。
- ・今年4月、福井県建築士会と福井県酒造組合と県で連携協定を締結し、①酒蔵などの建物の保存・活用、②県産酒や酒蔵を活かした観光地づくりの推進等を進めていくこととした。
- ・本業務では、酒蔵の現状を調査し、今後のモデルとなる観光活用等の事例を提案し、酒蔵を活かした観光地づくりに向けた支援の方向性を整理する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

本業務の目的を理解したうえで、下記（1）～（3）の業務を行う。

＜共通事項＞

- ・対象とする酒造業者は酒造組合に加盟している酒蔵とする。
（加盟酒造会社 28社 令和6年度）

（1）各酒蔵の現状と観光活用等の取組、課題調査

- ・県が酒造組合を通して事前に行ったアンケート調査の結果をまとめ、追加ヒアリングなどを実施し、県内酒蔵の現状と意向を把握・整理・分析する。

（2）観光活用モデルとなる①建物保存・活用整備、②エリア活用のイメージ図や課題方針等の作成

- ・上記（1）を踏まえ、下記4モデルについて各1か所以上の酒蔵を選定し、整備案を作成する。

- ① - 1. 内装改修による建物保存・活用
- ① - 2. 外装改修による建物保存・活用
- ② - 1. 酒蔵のあるエリアの活用
- ② - 2. 学生による、酒蔵とその外部の活用

なお、上記モデルは同一の酒蔵に関するものであってもよい。

- ・整備案は、実現可能なものとする。
- ・①については、内・外装改修に必要な図面（平面図・仕上げ表等）、イメージ図 1 つ以上を作成の上、概算費用を算出する。そのために、対象となる酒蔵を十分に調査し、関係者と打合せを重ね、実施に向け協議を進める。
- ・②- 1. については、イメージ図 1 つ以上およびスキーム図を作成の上、概算費用を算出する。そのために、対象となる酒蔵を十分に調査し、関係者と打合せを重ね、実施に向け協議を進める。
- ・②- 2. については県の指定の物件および大学とすること。約 10 案の図面・模型を作成し展示するため、費用として 80 万円を見込む。
- ・イメージ図やエリア活用スキームは、モデルとして公開できるようまとめる。

（3）酒蔵を活かした観光地づくりに向けた課題を整理し報告

- ・上記（2）のモデルとなる取組をもとに、課題と支援の方向性を整理する。
- ・参考にできる他県の事例等を、上記（2）①、②それぞれ 1、2 例とりあげ、課題と支援の方向性の整理にあたって参考とすること。
- ・これらを総括して、地域活性化・地域経済への波及効果や新たな課題を整理し、県に報告する。

5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること

6 県との協議等

- （1）受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- （2）本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、県以外の関係者との連絡調整も緊密に行うこと。

- (3) 受託者は、県および関係者と協議及び打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (4) 業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

7 実施報告書

- (1) 受託者は、令和8年3月31日(火)までに、次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。
 - ・ 本業務の実施内容
 - ・ 本業務に要した経費の内訳
 - ・ 実施した業務の一覧及びその成果、課題等
 - ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

8 成果品

- (1) 本業務において作成した資料等
 - ※ 使用するファイル形式はMS-EXCEL、MS-WORD、PDF、CADとし、他を使用する場合は県と協議し、データで提出すること。
- (2) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
 - ※ 納品期日は令和8年3月31日(火)とし、福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課に提出すること。
 - ※ 受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。

9 留意点

- (1) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと
- (2) 本業務の成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、県に帰属するものとする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ条件等を示し、県と協議すること。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を利用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、県の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合にはその

損害を賠償しなければならない。

- (4) 県は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。なお、これにより難い物については、あらかじめ条件等を示し、県と協議すること。
- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

10 その他

- ・業務履行に関しては関係法令を順守すること
- ・本業務で知り得た機密・個人情報等を第三者に漏洩することの無いよう、厳重に取り扱うこと。
- ・本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。
- ・企画書の審査については、優れた企画内容となっているか、他の企画提案と比較して独創的か、提案内容を確実に履行できるかを審査基準とし選定する。